

令和3年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月24日(水) 午前10時から10時30分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(12人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

1番 加藤虎三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 町田勝一

小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さん、ただいまご報告ありましたけれども、加藤虎三委員さん、今日は欠席ということで、出席委員は9名ということで、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから第3回農業委員会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

3番、町田幸広委員、4番、町田多委員、ご兩名にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

なお、番号1及び番号2につきましては関連がございますので、一括審議といたします。

まずは、議案第3号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3について説明いたします。

まずは、番号1についてですが、農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況は茶畑で、面積は1,933平方メートルです。譲受人は入間市在住の方で、譲渡人は町内在住の方であります。譲受人の奥様が譲渡人の娘さんで、お二人は義理の親子関係です。申請理由は、使用貸借権10年の設定となっております。

次に、番号2についてですが、農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況ともに畑で、面積は1,756平方メートルです。譲受人は番号1と同一人で、譲渡人は町内在住の方であります。譲渡人は現在施設に入居されていますが、昨年まで息子さんが、今回の申請地でビニールハウスによりイチゴ栽培を行っておりました。申請理由は、このビニールハウスを含めて賃借権10年の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、番号1の農地は芦ヶ久保地内、国道299号線を飯能方面に向かい、大畑橋手前から旧道に入った左手側、番号2の農地は、あしがくぼフルーツガーデンの隣地が申請地になります。

本件につきましては、譲受人の方が以前から就農希望をお持ちで、数年前から川越及び秩父の農林振興センターに相談しており、昨年秩父農林振興センター経由で町へも相談があった案件でございます。この3月で定年退職を迎えるに当たり、今回申請に至った次第であります。

営農計画といたしましては、番号1の茶畑でお茶の栽培、番号2のビニールハウスで葉物野菜等の栽培を予定しているとのことです。栽培に関しましては、秩父農林振興センターの指導等も仰ぎながら、道の駅や農協での販売を目指すとのことです。現在はまだ奥様がお勤めされているので、しばらくは入間から通いながらの営農となりますが、番号1の譲渡人、義理のお父様ですが、そのご自宅を拠点としながら作業するとのことでした。今回、2件を併せて申請することで、取得後の農地が3,689平方メートルとなり、下限面積の30アールをクリアできることとなります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号、全部効率的利用要件といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地取得し、違反転用など反する行為がないか、農業従事者や農機具所有状況等、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員さん、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地利用最適化推進委員としての所見を申し上げます。

3月19日の午後3時頃に農業委員の町田委員と現地確認を行いました。先に番号2の農地について説明させていただきます。場所は、芦ヶ久保地区の農村公園駐車場の近くにあるビニールハウス2棟です。以前はイチゴ栽培として利用されていた農地で、現在もビニールハウスとして利用可能であり、譲受人の方は今後葉物栽培を予定しているようです。以前から農作業を継続的に行い、退職後に本格的に農業を行いたいとのことですので、農地として継続利用していただけると考えられます。

次は、番号1の農地についてです。場所は、芦ヶ久保地区の大畑橋近くの斜面に面した場所になります。現在はほとんど農地として利用されていませんが、譲受人の家族の所有農地であり、今後継続的に整備していきたいとのこと。現状の農地の状態を見ると、すぐに農地としての利用は難しい農地ではありますが、既に一部整備を開始しており、今後も耕作放棄地を改善していってくれる重要なことだと思います。継続的に整備しているかなどを定期的に確認する必要があるとは思いますが、委員の皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で推進委員の所見を終了します。

議長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員、4番、町田委員さん。

町田委員 ただいま石黒推進委員さんのほうから説明があったとおりでございます。3月19日に現認調査を行いました。

先ほど述べられた芦ヶ久保生野谷の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇に関しましては、現在イチゴハウスで使用したハウスが建っておりまして、ここを利

用するのは何ら問題がないと思います。

また、花ノ木平の〇〇〇番地、面積的に1,933平米、両方足すと30アールを超えるということで、様々な要件が課されてくるわけでございますけれども、そうした花ノ木平の現状に関しましては、石黒推進委員が申されたとおり、今の現状はかなり荒れ果てていまして大変な状況だと思っておりますけれども、これから先、本人が1,933平米、約2反歩の土地を茶畑として整備をしていくということでもありますので、これから先の推移を私も農業委員として見ていきながら、応援をしていきたいと思っております。そういったことを踏まえまして、本人の意欲を私たちも買って、協力できることは協力しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひこの案件を通していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時12分

議 長 再開いたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 なければ、以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第3号番号1、番号2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第3号番号1、番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。ありがとうございます。

続いて、日程第4、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題とします。

まずは、議案第4号番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第4号番号1について説明いたします。

議案第4号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は287平方メートルです。議

受人は秩父市在住の方で、譲渡人は町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町民グラウンド下の段、町道9号線を挟んだ南側が申請地になります。この農地について使用貸借権の設定を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局から説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第4号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る3月20日土曜日、農業委員の佐野委員と同行して、現地及び申請書の確認をいたしました。ただいま事務局からの説明があったとおり、町道9号線、町民グラウンドの左側になりますけれども、下のグラウンドのちょうど反対側になります。このように東も西も宅地なのですが、これは一応南側がまだ田んぼとかあるのですけれども、周辺農地への影響は少ないと思われまので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員さん、お願いします。

佐野委員 補助委員の佐野です。議案第4号のうち1番、横瀬拾貳番〇〇〇〇〇〇、台帳地目、田、現況、畑、面積287平方メートル、譲受人、秩父市在住の方、譲渡人、横瀬在住の方、申請理由は自己用住宅地、使用貸借権は永久です。

平沼推進委員と3月20日9時頃、現地を視察いたしました。町民グラウンド南側道路に面した住宅地で、排水など特に問題はないと思われまので、審議をよろしくお願いします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第4号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第4号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号2について説明いたします。

議案第4号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳、現況地目ともに田で、計画面積は209平方メートルです。譲受人は寄居町在住の方で、譲渡人は秩父市在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

2枚めくっていただき、案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬児童館の西側約70メートルのところ申請地になります。この農地について賃借権の設定を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第4号番号2、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る23日火曜日、加藤委員が病氣療養中のために同行できませんでしたので、事務局の小俣様に現地調査を依頼して、午前9時30分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は、松田医院の西方約40メートル進行した北側に位置し、その周囲は東側、西側、北側が埋め土で造成された戸建て住宅であり、道路から約1メートルの底地で、登記地目である田んぼの地籍は209平米、約63坪が休耕地であることが認められる状況でした。

また、本件の譲受人は町外に居住する公務員で、自己用の居住住宅を譲渡人である父親のいこと35年間の賃貸借契約を締結し、新築するもので、父親からの借入れと自己資金で資金調達を計画しているものです。住宅建設に伴う排水計画は、住宅の前面である南側町道内の本下水道に接続し放流する予定であることから、また申請地は底地であることから、周囲の住宅地のレベルまで埋め土してから新築工事に着手することかと思われますので、周囲に迷惑をかけるおそれがないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 担当委員の説明を終了いたします。

ここで、補助委員の説明をお願いするところでございますけれども、不在につきまして省略をさせていただきます。

続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号番号3について説明いたします。

議案第4号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳、現況地目ともに畑で、計画面積は469平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3枚めくっていただき、案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根地内、上宇根センターから南西約200メートルのところが申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第4号番号3の農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書に記載されている譲渡人と譲受人の氏名は異なりますが、住所は同一で、譲渡人から土地の贈与を受けたので、自己用住宅を建築する。

また、理由書には、譲受人の実家であるうちに祖母と母親と同居して暮らしていて、土地の譲渡人である兄から贈与してもらったことができた土地が、現在居住している南側なので、何かと利便性がよいのでと記載されているので、その理由書から読み取れることは、譲渡人の兄が住んでいるうちに、譲受人の家族が間借りして生活をしていることが推察できるが、資金調達計画書には、35年間の融資で全額親族が借り受け、譲受人に貸し付けて新築する計画で、貸付者と譲受人とは夫婦なのか、申請書と添付されている書面からは、推進委員として読み取ることができませんでしたが、何度も読み返すと、建築資金の金額を親族として融資を受けて申請者に貸し付けるのが夫で、夫婦共同（土地は妻が、資金は夫が）であるならば理解はできるが、このような案件は複雑で、今後申請書への押印が省略されてくれば、本人申請なら連絡先、本人申請でなければ、委任状の添付の必要性を望みます。なぜなら、事務局に負担をかけることなく、推進委員として不明なことは直接伺うことで、事務局の労務負担を軽減できるのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、上程された案件は、妻が贈与された農地に夫が建築資金の全額融資を受けて自己用住宅を新築するということが、申

請書並びに添付されている書面から、形式的な審査要件を具備しているの
で、所見を述べさせていただきます。去る22日月曜日に小室委員と同行し、
午前9時30分から現地調査を行いました。申請地は、宇根地内でシメジ栽
培している石坂農園の作業所南方に位置する南傾斜地の登記地目が畑、約
142坪に鉄骨造二階建ての自己用専用住宅を新築するもので、雨水等は敷地
東側の用水路に放流するもので、問題はないと考えられますので、委員皆
様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
担当委員の説明を終了いたします。
続いて、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、小室委員。

小室委員 6番、小室です。

先日、荒船推進委員さんと現地の確認と、申請人のご家族の方とお話を
させていただきました。申請人の方は結婚していて、夫と子供と譲受人の
方の実家にいますけれども、将来を考えて新居を建てたいとのことでした。
周辺の農地への影響も少ないと思われしますので、皆さん、ご審議のほどよ
ろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続いて、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 よろしいですか。
質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第4号番号3につきましては、許可相当と
することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成です。

よって、議案第4号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関す
る件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達すること
に決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りします。会議中の発言に

際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時30分)